

告 示

埼玉県告示第三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業下増田地区（区画整理事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

令和元年七月二十九日から

令和元年八月二十七日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所（妻沼行政センター）